

經濟論叢

第101卷 第2号

資本會計論の一批判 (1).....	岡 部 利 良	1
部門連関バランスの諸形態と 固定フォンド (1).....	野 澤 正 徳	20
現代アメリカ農業の資本主義的性格	中 野 一 新	41
労働經濟論の方法	小 川 登	64

昭和43年2月

京 都 大 學 經 濟 學 會

資本金論の一批判(1)

—丹波教授の著書「資本金論」についての疑義・異論—

岡 部 利 良

I

1 会計学上、資本と利益を厳密に区別することは必須の要件である。そしてこのようにこの両者を区別するにあたって生ずる一連の問題は、会計学上通常資本と利益（ないし資本剰余金と利益剰余金）の区別の問題あるいは最近では（ことにわが国の場合）いわゆる資本金論の問題としてとり扱われている。しかし、かかるこの両者の区別に関して従来論ぜられているところからみると、解明されるべくしてされないままにおかれているところはなおおまけして少なくない。問題はむしろ多分に残されているとさえいわなければならないであろう。

2 丹波康太郎教授の著書「資本金論」（昭和32年）は上にいうような資本と利益の区別の問題をとり扱ったもので、しかもすでに一定の評価を与えられている一労作としてあげられるべきものである。ことに本書は、類書のなおおまけしかなかった当時、著者の構想のもとに資本金論の問題を整序し、そしてそれを総括的にとり扱ったものとして注目すべきものである。また本書がこのようないくつとして著わされたことのもつ意義は、明らかに著者の功績に帰せられるべきものともいわなければならないであろう。しかし私は、このように考えながらも、本書の内容についてし細にみると、そこにはなお多くの吟味・検討を要する問題が所在に存在することを見出さざるをえない。

丹波教授は、本書で資本金論の領域（問題）をまず2つに大別し、そしてその1つを、資本にたいするものとしての利益を期間計算上求められる毎期の利益（損益）としてこの両者を厳密に区別することを課題とすべきものとし、他の1つを、上の課題（領域）のもとに行なわれる資本と利益ことに（この後者の

うちの) 留保利益との区別を継続的に保持せしめるようにすることをやはり同様にまた課題とすべきものとしている。そしてこのうち前者を資本金の第1課題, 後者をその第2課題とよんでいる。しかしこの両者のうちでは, 上にみるようなこの各々に課せられている問題の性質からもちろん前者が基本的なものとされている。またそれは当然このようにみるべきものである。(通常単に資本と利益の区別という場合, 少なくともだいたいにおいては, 上にいう前者すなわち教授によって第1課題とされているものが問題とされているとさえいってよいだろう。) またこのような事実によるものであるが, 私が本稿で問題としようとするのは, 前述のごとき教授によって第1課題とされているものである。それゆえまた以下単に資本と利益の区別というのは, 教授のいうこの第1課題のもとに問題とされているものを意味するものとする。

3 教授のいうかかる第1課題のもとにおける資本と利益の区別の問題をとり扱うについては, 本来からいえば, 当然まずこの両者はいかにして区別されるべきであるかという, その一般的な基準(原則)が問題とされなければならないが, このことは教授の場合, じつは現に教授自身によって行なわれているところである。もっとも, 上の両者の区別は, ことにわが国の場合には1つにはいわゆる資本取引と損益取引の区別の問題としてとり扱われており, またこのような事情によるものであろうが, 教授の場合においても, 前記の一般的基準なるものは, むしろまずかかる2つの取引の区別に関して問題とされている(前掲書, 第1編総論, しかしこのこと自体は別に問題となることではない。ただし, くわしくはなお後述参照)。そしてこのことについて, 教授は当の資本と利益の区別を行なうにあたって通常問題とされている各種の諸項目(いわゆる資本と利益の限界項目, 以下単に限界項目ともいう)について分析し, そしてそれぞれ教授の見解を明らかにしている。しかし, このうち何よりもまず明らかにすべきものとして問題となるのは, 前者すなわち当の資本と利益を区別するうえに必要とするその一般的な基準である。

しかるに, この点については, 会計学上この両者の区別に関する問題が広く

論ぜられていながら、一般にはけっしてそれほど立ち入ってみられているとはいえない。むしろ不当に閑却されているときえいって誤りないであろう。このような通常の状況にあるのにたいし、丹波教授の場合には、上にいうような一般的基準なるものについて（これだけでは前記のいわゆる限界項目についての問題は必ずしも解決されないとしながらも）少なくとも一応教授の見解を示している。そしてまたこのことが、じつは私が本稿で教授の見解をとりあげて問題としようとする1つの重要なゆえん・動機をなすものである。しかしこの場合問題はもちろん教授の所論の当否にある。すなわち、このことこそ問われなければならない。しかもこの点は、当然また前述のいわゆる限界項目についての教授の所論の当否にかかわるものであり、それゆえまたかかる意味において、当然まずとりあげられるべきものであるといわなければならない。

4 しかし、いま、まず結論からいえば、前述のような資本と利益の区別の問題に関してなされている教授の主張・所論には私としては多分に疑義ないし異論をもつことを禁じえない。本稿はこのことを、叙上のごとき教授によって問題とされている上の両者を区別する一般的基準ならびに前述のいわゆる限界項目についての教授の所論のうちおもな若干のものを対象とし、そしてとくに前者を中心としてそれぞれ吟味・批判を行なうことにより明らかにしようとするものである。しかし、このように教授の所論について批判的論議を行なうには、本来からいえば、まずその基礎ないし前提とされているはずの私の見解（ことに私自身による積極的な主張）を示すべきであるが、この点については、私自身すでに別の機会に明らかにしているのであり、本稿ではとくに必要とする以外いちいちふれない。じつは本稿は、このようにすでに明らかにしている私見を前提し、そのうえにたって前述のごとき教授の所論についてみようとしているものであるので、あらかじめこのように解しておいていただきたいと思う²³⁾。

1) 拙稿、資本と利益の区別の基準(1)―(10)とくに(1)―(5)、「会計」昭和39年5月、6月、7月、10月、11月。

II

まず教授の所論についてみる必要があるが、上に述べたような本稿の意図するところからいって、まず前述のごとき教授によって問題とされている資本と利益を区別するための一般的基準なるものからみていきたいと思う。

1 教授は資本会計の問題ひいては資本と利益の区別の問題をとり扱うにあたり(主としてペイトン、リトルトンの所説を検討したのち)、それはまず企業会計のうちの財務会計の問題であるとし、またこの財務会計というのは、その結果を「第三者」に報告することを特徴とするものであるとすることから、このことにかかわるものとして報告の客体なるものを問題とし、その結果それは究極的には出資者ことに株式会社の場合には株主であるとする。しかもこのことは、教授の場合には、つぎにみるように、資本と利益を区別するうえにいわば出発点をなすものともいうべききわめて重要な意味をもつものである。それでは、教授はいうところの報告客体なるものをなぜ上のようにみるのであるか。いわく、財務会計においてその結果を報告するにあたり、前述のごとき「第三者」として問題となるのは、企業にたいし「資本の提供を通じて究極的には企業資

- 2) 教授の前記の著書が刊行された以後にける教授の資本会計に関する論文にして私の参看したおもなものには、「資本会計」(黒沢清ほか「現代会計学一般理論」昭和33年、所収)ならびに「払込資本会計」(番場嘉一郎編「持分会計論」昭和34年、所収)があるが、前者は前記著書の第1編総論とほとんど同一の内容のものであり、また後者はやはり同書第2編各論における払込資本について論ぜられている部分と(諸処に省略されているところはあるが)これまたほとんど同様の内容のものである。ただこの後者には、著書に述べられているところについてごく1部訂正されている個所があるが、これも別に教授の基本的な見解にかかわりのあるものではない。すなわち、このような事情にあるので、本稿では、上にあげた論文はいずれもおき、もっぱら前記の著書のみを対象として論議を進める。

なお、以下文中に示す頁数は、いずれも本書によるものである。また引用文中における山形カッコの部分は私のそう入したものである。引用文には文献などの注記が付されているところがあるが、これらの注記は、とくに必要とするものは別とし、原則としてすべて省略した。

- 3) 教授の前記の著書にたいする多少ともまとまったいわば総括的な批判ともいうべきものはなお存在しないようである。私の知るかぎりでは、この種のものに類するものとして、本書にたいする山下勝治教授の書評(「国民経済雑誌」昭和33年1月)が見出されるにすぎない。この書評で山下教授は本書について、「その研究の深さにおいて、その思考の精緻さにおいて、その分野の体系化の点において、近來稀にみる学界の収穫である。」(同誌、88頁)と評している。しかしこの書評中、私が高橋で問題としているような点については全然ふれられていない。そしてこれらのことが、私が高橋を執筆する他の一つのゆえん・動機をなすものである。

産に対して持分権(エクイティ)をもつもの」で、具体的には出資者と債権者であるが(これらの者を教授のいうように「第三者」というのは問題のあるところであるが、いまこのことにはたち入らない)、しかしこの場合「債権者の持分は通常その金額が一定し、またその資本提供の代償たる収益参加の度合(利率)も通常一定しているので、その持分が変動的でありその割当てらるべき収益参加の程度もまた可変的である出資者が、現実に企業会計〔ことに財務会計〕の究極の報告客体として考えられるにいたるのである。このことは、株式会社企業においても、同様にあてはまるのであって、そこでは、株主という投資者グループへの報告が予定されているいうことができる。そして、出資と経営の分離のみられる典型的な株式会社の場合には、この株主への報告はとくに重視されるのである。」(21-22頁)⁴⁾

2 すなわち、教授によれば、このように企業会計(財務会計)における究極の報告客体は出資者ことに株主とされているのであるが、しかもこのことから教授の場合には、当の資本と利益の区別という場合における利益の概念、ひいては資本の概念、あるいは資本取引・損益取引なるものの意味するところが規定され与えられてくるのである。すなわち、これらの点について教授はつぎのように述べている。

「……[現に事実についてみても]、今日、企業会計の主要任務が毎期の損益計算にあるというとき、その期間的損益の内容も——したがってこれを構成する費用・損失、収益・利得のごとき概念も、究極的には、企業会計が株主という投資者グループへの報告を予定しているということによって規制されている……[こと]は、否定しえないのである。……かくして、企業会計上、利益は、株主に割当てうる利益をいうのであり、またこの利益概念に照応して、現実に企業において経営活動に運営されている資本はたんに自己資本のみならず借入資本として調達されたものをも含むのではあるが、しかも企

4) 上の場合に問題とされている持分・持分権なるものの会計学上の理解の仕方については、教授の場合をも含め問題のあるところであるが(くわしくは、拙稿、持分概念についての疑義、「企業会計」昭和42年7月、参照)、この点については、のちに必要な個所でふれることとし、いまここではいちいちたち入ってみなくてもよいと思われるので、あえてたち入らない。

業会計上資本という場合には、それは株主持分を意味するいわゆる自己資本のみに限定される……〔ことになる〕のである。

……〔またこれらのことから〕、損益取引とは、結果として究極的には（？——引用者注、以下この？あるいは？を付した部分は引用者・岡部のそう入したもので、それぞれ当該個所の意味を引用者としてよく理解しがたいことを示そうとしたことによるものである）株主持分（ちなみにこの株主持分というのは、別の個所〔46頁〕の説明によればもっぱら留保利益を意味するものとされている。——同上）に増減をもたらす素因をなすものではあるが、直接的にはきわめて広い意味における（どのような範囲のものまでの？）資産利用および借入資本の支払利子をも含めた広義の負債の処理（そのうちには負債の返済を含む）から生ずる取引を意味し、これに対して資本取引を、手段として（？）あるいは結果として（？）資産または負債の変動を招来することはあるにせよ（という意味は、必ずしも資産または負債の増減を伴うとは限らないということである）、動因としては（？）株主持分そのものの側に直接変化を生ずる取引とみることが、妥当と考えられるのである。（引用者注——なおこの最後にいわれている「株主持分そのもの」というのは、これも別の個所の説明によれば、教授という「拠出資本および資本修正」なるものを意味し〔31-32頁〕、またこの両者は狭義の資本と規定されている〔29頁、32-33頁〕。したがって教授の場合には、資本あるいは資本取引の対象とされている株主持分〔自己資本〕ないし上にいう「株主持分そのもの」というのはかかる狭義の資本をさしていることになり、それゆえまた以下このようにみられたいと思う。また教授の場合、前記の拠出資本には株主からの払込による（あるいはむしろ払込によるものとされている——このようにいう意味は後述参照）株式発行差金、無額面株の払込剰余金、合併差益、減資差益、その他ならびに株主以外の者からの贈与剰余金が含められており、そしてこのうち前者の株式発行差金以下の一連のものは広義の払込剰余金とよばれている〔37頁、49頁等〕。）

……〔しかし、前述のような〕損益取引・資本取引の理解は、特定の取引（どのような範囲ないし種類の？）の性格を判断する上において、その原則的基準となるものではあるが、今日具体的にその性質が資本であるか利益であるかに関して見解の分れている境界線上の取引〔ひいてそれによるいわゆる限界項目〕については、必ずしも上記のごとき一般的な基準をもってしては解決されえない。けだし、株主持分ないし資本の内容に

ついてなお検討が加えられなければ、上の損益取引・資本取引の意味づけのみでは、いまだ形式的理解に止まるからである。したがって、われわれは、株主持分がいかなるものから構成されているかについて、さらに検討を加える必要がある。(以上23-25頁)

すなわち、まずこれらのことが教授が資本と利益の区別の仕方あるいはこのことに直接かかわるいわゆる資本取引・損益取引に関して教授自身の考え方・見解として述べているところであり、またわれわれは、このような教授自身の述べているところから、これらの点に関して教授のとっているいわば一般的ないし基本的な考え方はこれをほぼ知ることができるだろうと思う。

3 しかし、上の引用文からみられるような、このような教授の考え方については、ここでなお多少注釈を要するであろう。ことに私の解するところによれば、(上の引用文中に?を付したところからもみられるように、残念ながら十分よく理解しがたいところがあるけれども) つぎのようなことはここでさらにより明確にとらえ、あるいは確認しておく必要があるように思われる。

(a) 教授は、1にみたような考え方のもとに企業会計の「究極の報告客体」は出資者ことに株主とすることから、企業会計上利益とは株主に割当てうる利益であり、資本とは株主持分(「株主持分そのもの」)あるいはこれを意味する自己資本としているのであるが、ことにこの後者の点は、このように、それによって当の資本の範囲・概念が規定され限定されることになっているものであるという点において、まず重視すべきものとしてみられなければならないであろう。会計学上通説的には、周知のように資本とは自己資本を意味するものとされているが、教授が前述のように資本をもって株主持分・自己資本としているのは、みられるごとく単にこうした通説的な意味においてではない。教授の場合には、このように資本を株主持分・自己資本とすることによって、これらのものに生ずる変動はすべて資本取引とされ、またこの資本取引によるものは当然すべて資本とされることになる。そして教授の場合における資本をもって株主持分・自己資本とされていることのもつ意味は、じつはこのような点にあるものとみるべきものといわなければならないであろう。(しかしこのことは、

これだけのこととしてみるなら、あるいは別にとりたてて問題としなければならないようなことではないように思われるかも知れないが、事実は違ってそうでないことは、のちにみるところによって知られるはずである。)

(b) 教授の場合、資本・資本取引が前述のごときものとしてとらえられていることに関連して——このことの当然の反面の事実をなすものであるが——いま1つの重要な点としてみられるのは、前述の教授の所論からみるように、債権者持分・負債の処理によるもの（ただしこれは具体的には負債の帳簿価額とその実際の返済額との差額のごときものである）は資本取引からは除かれて損益取引によるものとされ、ひいてまた損益とされていることである。またこのことから、教授の場合には、さらに別に述べられているところによれば、たとえば社債償還益は明らかに利益に属するものとされている（16-20頁）。（しかし教授の場合においても、通常説かれているのと同様に、欠損の補填を目的とするいわゆる債務免除益のごときものはこれを利益とみることを否定している。）しかし同じ償還益であっても、株式によるものすなわち株式償還益は、資本を株主持分としてみる前述のような教授の見解からして、当然利益ではなく資本とすべきものとされている（36頁、149-155頁）。（しかし、いまここにみるこのような各々々の考え方も、一見何かもっともようにみえるけれども、事実は違って必ずしもそうでないことは、やりのちにみるところによって知られるであろう。）

(c) 教授の場合、損益取引としてまず問題とされているのは、前述のように資産の利用によるものである。そして、これにさらに負債の利子の支払ならびに前述の負債の処理によるものが加えられている。しかしこれは、じつは前述したところからみればかぎりにおけることであって、実際には教授の場合に損益取引とされているのは、これらのもののみに限られているわけではない。贈与・贈与剰余金の1部（後述参照）のごときものも損益取引によるものとされ、それゆえまた利益とみるべきものとされている。またこのことからみるように、損益取引が資産の利用によるものとされている点は、教授の場合（もっともこのことは別に教授の場合のみでなくむしろ広くみられるところであるが）必ずしも一

貰した主張とされているものではないといわなければならない。

(d) 教授は前述のような教授による「損益取引・資本取引の理解は、特定の取引(?)の性格を判断する上において、その原則的基準となるものではあるが」、しかし今日資本が利益かに関して見解のわかれている「境界線上にある取引」——したがってそれによるいわゆる限界項目——については必ずしもこのような「一般的な基準をもってしては解決されえない。」としているので、このことからみると、こういった教授によって問題とされている資本取引と損益取引ひいては資本と利益を区別する「原則的基準」、「一般的な基準」なるものは(ちなみにこの両者は同義のものともみてよいので、以下においては、以上において私の用いてきた用語と統一するため、後者のごとき表現により、すなわち単に一般的基準という)、かりにいま取引という点からいえば、そのどのような範囲にわたるものにまで適用され、それゆえまた意味をもつものとなるのであるか、このことが当然さらに問題とならざるをえないであろう。しかし、教授の論述(ただし以上においてみた以外のものをも含む)からすれば、教授のいう上の一般的基準なるものは、なにほどこかの例外によって限定されているとはいえ(もっともこのことがまた問題となるところであるが)、やはり資本取引と損益取引、ひいては資本と利益を区別するうえにこの字義の示すごときものとして考えられ、あるいはとり扱われているものとみてよいだろう。いなむしろ、このようにみるべきでさえあるといってよいだろう。このようにみるのでなければ、それは意味をなさないはずである。ことに現に前記の教授の著書についてみても、そこでなされている個々の限界項目の考察は、上にいうような基準がまず前提され、そのうえにたって進められているものであることは、論述の過程からして容易に読みとられるところである。またこのことは教授自身によってもおそらく認められるはずである。少なくとも私の理解の仕方からすれば、このようにみて誤りないはずであり、むしろこのようにみることこそ至当とすべきものとさえ考えざるをえないところである。

4 しかしいづれにしても、いま上にふれた個々の限界項目についての考察

は、資本会計という主題との関係からして、教授の場合においても当然とくに主要な問題としてとり扱われている。またこの点は、教授の論述においては、著書の第2編各論において個々のものにわたり詳論されているほか、その前に（第1編総論の1部で）わが国の企業会計原則（注解6——ただし昭和29年7月に作成されたもの）において資本剰余金としてあげられている株式発行差金以下の個々の項目について一応概括的にとり扱われている。またこの場合これらの個々のものについての教授の見解として示されているところは、いま一応その結論的な点としてみられるところからみると、じつは通説と別に異なるものではなく、すなわちだいたいつぎのようなことであるといつてよい。

(1)まず株式発行差金、無額面株の払込剰余金、合併差益、減資差益等は、資本・資本取引に関する以上にみるような教授の見解からして、いわば当然の帰結のように、すべて資本剰余金すなわち資本とされている。(2)さらに多少説明を要するいわゆる贈与剰余金については、「……役員等からの私財提供・債務免除益・さらに建設助成金・固定資産の贈与等は、要するに、それぞれの贈与者の意図が積極・消極を問わず資本提供にある限り、資本剰余金とみうるのであって、これを贈与資本 (donated capital) あるいは(それが資本金を増加しないという関連から) 贈与剰余金 (donated surplus) (ヨリ厳密には贈与資本剰余金) と称することができる。」(39頁、傍点引用者)とし(なおここにいわれているこの「資本提供」ということについては、建設助成金に関して、その「交付の真の目的がそれを永久的に資本として使用収益せしめるにあると認められ、会社がこれにかかるものとして受入れる場合」[38頁] というようにも説明されている)、(3)また固定資産評価益、再評価積立金、保険差益(ただしこのいずれもここではいわゆる貨幣価値の変動によるものとされているものである)については、これらのものは、「……実現・未実現の差こそあれその性質は共通しており、これを評価替剰余金 (revaluation surplus) (ヨリ厳密には評価替資本剰余金) と称することができる。それらはいずれも、少なくとも本来的には、著しい貨幣価値変動に際して生ずる貨幣単位のもつ価値水準の変化に適應せしむべく、資本額を修正する目的に出ずるもので

ある。」(43頁)として、このような点から、これらの資本剰余金たることを認めている。

そして教授は、前述の諸項目をこのようにみることから、さらにいわば結論としてつぎのように述べている。

「……資本剰余金は、これをその本質的特徴に即して整理すれば、大別して、(a)払込剰余金(広義の[なおこの広義のという意味は前述参照])、(b)贈与剰余金、および(c)評価替剰余金から構成されることとなる。……[またこのうち] (a)の払込剰余金は株主よりの……払込に基づくものであり(これと資本金と合して払込資本を構成する)、(b)の贈与剰余金……は株主以外の者からの贈与であって、この両者に資本金を加えて、広く拠出資本とよぶことができる。これに対して、(c)の評価剰余金はその性質からみて資本修正といつてよいだろう。」(44頁)

さらに教授の場合には、上記の3者、ただし(a)はさらに(b)に含められているので、このことを考慮すればけっきょく(b)と(c)すなわち「拠出資本および資本修正」(この両者はまた教授の場合狭義の資本とよばれていることは前述のごとくである)を株主持分の基本的1範疇とし、他方留保利益を「利益に基づく附加的な株主持分」としてそのいま1つの基本的1範疇としている(30-31頁, 44頁)。

5 しかし、教授によって資本と利益を区別するにあたり前述のごときものが資本(ことに拠出資本)とされているのは、じつは以上にみたようなことによるばかりではない。じつはこの点については、さらにいま1つきわめて重要なこととされていることが問題とされている。このことは、前記の拠出資本ことに贈与剰余金に関連してとりあげられていることであるが、この場合教授はこの贈与剰余金を上述のように資本剰余金とみるについては、「実はもう1つ大きな前提があることを見逃してはならない。それは、詮じつめれば、ヨリ根本的に企業の資本の範囲をいかに考えるかの問題である。」としてつぎのように述べている。

「[わが国の] 現行法人税法は、いわゆる『法人個人一体主義』をその基調として採用し、法人税の課税はその資本主に対する個人課税の前払とする基本構想をとっている。

そこから、課税所得は、資本主の拠出資本の変動以外のものから成り、逆に課税所得に影響しない資本取引は、もっぱら当該法人とその資本主との間に生ずるものに限られるという関連がみられることとなる。いいかえれば、税法は、課税所得の算定の目的上、株主の拠出にかかる資本以外の資本を認めてはいない。この点から、税法で資本積立金と称せられるものの範囲が原理的に限定され、資本としての法律上の手続を踏まない企業主その他の者からの贈与・債務免除益・受入補助金および負担金のごときは資本概念のほかにあるものとされる。(……自己株式処分益も、それは、株主の拠出であっても資本としての法律上の手続を踏まない点で、課税所得を構成するものとされる)。これに対して、……企業会計の主体は、あくまで資本提供者とは別個・独立の企業体であって、それは株式会社の場合、決して株主の集合体と考えらるべきものではない。それゆえに(？)、企業会計上も資本は単に株主の拠出資本に限定される必要はなく、企業の立場からみて、資本たる条件を具えているものであれば、同様資本とみるべきである。この意味において、企業会計上は……贈与剰余金は資本とみられるのであるが、それらは、贈与者においてもともと持分権をもつ意思がないところから、株主持分のうちに含められるのである。」(39-40頁、傍点引用者)

6 さて、以上が、教授が——さきにふれた資本会計の第1課題としているもののもとに——資本と利益を区別するうえに問題となる点として(それを一応いわば一般的な形で)述べているところの要旨である。しかし私には、すでにふれたところからみるように、この両者の区別に関してとられている以上にみるような教授の主張・見解はとうていそのまま首肯するものとは考えられない。しかし私がこのようにいうにはもちろんさらにその論拠を明らかにしなければならぬが、以下に述べるところは、この論拠としての私の所論である。

III

1 まず問題とすべき点として考えられるのは、教授が企業会計の「究極の報告客体」を出資者ことに株主とし、そしてこのことから、当の資本と利益の区別という場合の資本を株主持分・自己資本(ただし前述のごとき教授いう狭義のもの)とし、ひいてまた資本取引なるものを規定していることである。しかし

この場合まず論議の対象をなすものとみられるのは、上にみるところから一見して明らかなように、最初の個所で問題とされている「究極の報告客体」なるものであるもので、まずこの「究極の報告客体」なるものについてみなければならぬ。

ところで、この点については、さきにみたように、教授は企業会計の報告客体として出資者・債権者をともに問題としながらも、「……債権者の持分は通常その金額が一定し、またその資本提供の代償たる収益参加の度合（利子率）も通常一定しているので、その持分が可変的でありその割当てられるべき収益参加の程度もまた可変的である出資者が、現実に企業会計の究極の報告客体として考えられるにいたるのである。このことは、株式会社企業の会計においても、同様にあてはまるのであって、そこでは株主という投資者グループへの報告が予定されているということが出来る。……」というようにいつているのであるが、それでは、事実とはしてこのようなことがいえるのであろうか。私としては多分に疑問とせざるをえないところである。

ことにまず上に教授が「究極の報告客体」といつているものにおけるこの「究極の」というのはどのようなことをさしているものなのであろうか。別に説明が与えられているのではないし、単にこのようにいわれただけでは、決して明らかではない。株式会社における株主と債権者についてみた場合、報告客体としては前者が第1位のもので、後者はこれにつぐものともいうのであろうか。しかしいずれにしても、教授の場合においても債権者も報告客体とされているのであり、したがって、彼らも報告客体としてどのような位置にかおかれているはずである。しかもそれも教授の場合においても、株主につぐものとしみられないはずである。そして、もしかりにこのようにみられているとすれば、株主のみを「究極の(?)報告客体」とし、しかもこのことから、企業会計上という資本（ちなみに教授の場合におけるこの企業会計上という資本というのは、以下いちいちことわらないけども、前述したところからみるように、当の資本と利益の区別という場合の資本と同義のものとしてみるべきものである）とは株主持分に

限定されるものとして、これのみを資本とすることは、はたしてそのまま承認しうるものといえるのであろうか。むしろそこには、明らかに論理の飛躍の存在することは否定すべくもない事実としてさえみられなければならないであろう。また上の点については、教授自身によってもいうに足る説明はなんら与えられていないことはみられるとおりでである。

しかも、さらに進んでいえば、教授が前述のような「債権者の持分は、通常その金額が一定し、またその資本提供の代償たる収益参加の度合（利子率）も一定しているので、うんぬん」というような理由のもとに、債権者を報告客体として重視することなくいわば後景にしていることは、事実としてみられるところからしても、むしろ、やはり明らかに問題のあるところであるといわなければならないであろう。債権者の持分は、各時点についてみるかぎり、もちろんその金額において固定しており（ただしこの点は株主持分の場合にもなんら異なる）、また通常利子率もたしかに一定している。しかしこの債権者持分なるものも（ことにその金額においては）、全体としてもそうであるが、ことに個々の債権者についてみるならばたえず変動している。（とくに短期の債権の場合にはそうである。）しかもそれは、企業にとっては、いうまでもなく、資本として取得されるものの重要な一源泉をなすものである。他方さらに債権者（ことに銀行などの金融機関）の側からみるなら、融資先たる各企業にたいする債権を確保するために、これらの各企業の実情・実態をたえずとらえておく必要がある。またそのため彼らは、融資先たる各企業にたいし各種の報告（報告書）を要求する。しかもそれは単に株主にたいするようなものではない。周知のように、企業ことに株式会社の場合においても、株主にたいしては一般には単に決算期ごとにいわゆる決算報告書（それもわが国におけるもののごときはきわめて簡略化されたものである）を送付すれば足りる。しかもこのように決算期ごとにしか送付されてこない決算報告書さえ株主（ことに一般株主）はろくろくみることもしない。すなわちこれが実状である。

しかるに、債権者の場合に要求されるいま上にいうような報告書は、けっし

て単にこうした株主の場合におけるごとき決算期ごとというようなものにとどまっただけではないし（すなわち、それはかかる決算期以外の時期においても必要に応じていくらかその提出を求められる）、またその内容として呈示せしめられるものも、概していえばより詳細なものである。（少なくともわが国の場合にはそうであるが、事態の性質上一般にもこのようにいってよいだろう。）しかも各企業は、資本調達上の必要からこのような要求にそれぞれ応じなければならない。またそのためには、企業としては当然まず企業会計（ことに財務会計）による諸記録にまたなければならない。またそれがこのような必要のためにきわめて重要なものとして利用されていることは今日現に広くみられるところである。

そして、いまこのようにみると、教授が前述のようにもっぱら株主（この場合企業としてはもちろん株式会社を前提している。以下において株主という場合にももちろんすべてそうである）をもって企業会計の「究極の報告客体」としていることは、むしろ論拠薄弱といわなければならないであろう。少なくとも前述の教授のいうような理由のもとに単に株主のみをこのように企業会計の「究極の報告客体」とみることの妥当でないことは、以上にみるごとき事実からして異論なく承認されなければならないはずであり、しかもこのことを否定する論拠は見出しがたいとさえいっておそらく誤りないであろう。

2 ところでまたこのようにみるべきであるとするれば、教授が前述のような株主を企業会計の「究極の報告客体」とする考え方のもとに企業会計上の資本をもっぱら株主持分としていることは、当然またその根拠を失うに至るものとみななければならないであろう。そしてこのことは、かかる事実自体が示しているところからみるように、教授にとってはまさにその主張にかかわる重大な問題といわなければならないであろうが、いずれにしても論理の命ずるところを拒否することはできない。しかも、さらにさかのぼって、かりに教授のいうように企業会計の「究極の報告客体」が株主であるとしても、ことから、企業会計上にいう資本をもって株主持分に限定し、あるいは教授が株主持分としてい

るもの（その細目については、くわしくはなお後述参照）をすべて資本として規定

しうるかといえ、けっしてこのようなことはいえない。この前後のことのあいだには、別に必然的な関係はないからである。

そしてまたこのようにみられることからすれば、さきにみたところの、教授がその主張として説いている、社債償還益は利益であるとするのにたいし、株式償還益はこれを株主持分に属するものとするところから当然のごとく資本とみるべきであるとしている考え方のごときも当然問題とならざるをえないであろう。しかもこの例のごときは単に1例をなすものにすぎない。同様のことが問題となる他の事例については、さらにのちにみるところによって明らかにするであろう。

3 さらに、前述したところからみるような、教授が資本の範囲(概念)を規定するにあたって、わが現行法人税法におけるいわゆる法人個人一体主義のもとに考えられているものとしているものと対比し、企業会計の主体は「資本提供者とは別個・独立の企業体」であり、したがって株式会社はけっして株主の集合体と考えられるべきものではないとすることから、「……それゆえ(?)企業会計上も資本はたんに株主の拠出資本に限定される必要はなく、企業体の立場からみて、資本たる条件を具えているものであれば、同様資本とみるべきである」としているごときことも、じつはやはり多分に吟味を要するものとしてみるべきものであるといわなければならないであろう。ただこのような教授の見解についてみるには、多少論議を費やす必要があるが、いまここでは紙幅の都合上このことが困難であるので、一応つぎのような点についてのみ述べるにとどめておかなければならない。

まず教授は、企業会計の主体を前述のごとく「資本提供者とは別個・独立の企業体」としてとらえ、そして株式会社はけっして株主の集合体と考えられるべきものではないとすることから、株式会社の会計においても資本は株主の拠出資本に限定される必要はない、というのであるが、しかしこの場合、前者のことからどうしてこの後者のようなことがいいうるのかということは、上のみるような教授の説明からみると、けっして明らかにされているとはいえない。

(前者における企業会計の主体なるものについての理解の仕方にも問題はありますが、この点については、いまここでは立ち入らないでおく。) しかもこのことが明らかにされないかぎり、前述のような教授の主張はけっして人を納得せしめるものとはなりえないであろう。しかしそれにしても、いったい、企業会計の主体を「資本提供者とは別個・独立の企業体」とみることから、前述のごとき教授のどのような資本の限定の仕方がはたして可能となるのであるか。し細に検討してみるならば、当然否定的な見解におもむかざるをえないであろう。

さらに教授は、前述のようにみることから、「企業体の立場からみて、資本たる条件を具えているものであれば、同様資本とみるべきである。」(傍点引用者) とし、すなわちこのようにいって教授の見解を示しているが、この場合いわれているこの「資本たる条件を具えているもの」というのは、そもそもどのようなものをさしているのであるか。またこれは、前述したところでみた教授の論述によれば、さきにふれた贈与剰余金に関していわれていることのようにもみられるが、単にこの贈与剰余金のみに関するものであるであろうか。しかし少なくとも上にみるような叙述(その前後の関係は前述のとおりである)からみれば、この「資本たる条件を具えているもの」というのは、「企業体の立場から」みたものとしてきわめて一般的な形でいわれていることのように読みとられる。そしてそうであるならば、一応一般的にであれ、それがどのようなものを意味するものであるかは、当然さらに明らかにされるべきはずである。このことが明らかにされないかぎり、「資本たる条件を具えているもの」といわれても、何をもってこのような「資本たる条件を具えているもの」とされているのか、不明というほかないであろう。

じつはいまわれわれが問題としている点についていえば、いかなるものを資本として規定すべきかを——当の資本と利益を区別する基準として役だたせるような形で——明らかにすべきであるはずである。しかるに前述のような教授の説明では、問いに答えるに問いをもってするに等しいものとさえいわざるをえないであろう。少なくともそこから、何をもって資本とすべきなのか、

一応一般的な形のものとしてであれ（一定の意味・内容をもつものとしては）、やはり読みとることはできないであろう。

4 私はさきに、教授の場合には、当の資本と利益の区別の問題をとり扱うにあたり、通常の論者たちの場合とは異なり、まずこの両者の区別する一般的基準なるものをとりあげて教授自身の見解を示していることを明らかにし、またこのことが、私が本稿においてこの両者の区別に関する教授の見解をとくにとりあげて問題としようとした1つの重要なゆえん・動機をなすものであることを述べたが、以上にみたところからすれば、教授の見解によるこの一般的基準なるものは、残念ながら、この名に値するようなものとしてとりうるものではないといわざるをえないであろう。少なくとも私としてはこのようにみて誤りないものと考えざるをえない。そして教授の場合、それがこのようにみられることを免れえないものとならざるをえなかったのは、何よりもまず当の資本と利益という場合の資本の概念の規定が、以上にみるような論拠としてはとりえないものやあるいは論拠の必ずしも明確にされないことに基づいてなされていることによるものとみて誤りないであろう。私はかねてから、資本と利益の区別の問題をとり扱うについてはまず資本の概念を明確にすべきことを主張してきたが、教授の場合には肝腎のこの資本の概念に明らかになお種々検討を要する問題が残されていることは、以上にみるところから、いずれにしても否定しがたいところである。また同様のことは、このことの他の反面の事実をなすものであるが、教授の場合における利益の概念についても当然いわれる。しかしこれでは、教授によるこの両者を区別する一般的基準なるものも、教授のせっきくの主張にもかかわらず、人々をして納得せしめるものとなりえないことは、教授にとってのみならずわれわれにとってもはなはだ残念なことではあるが、むしろ事理のしからしめるところであるとさえいわなければならないであろう。

しかし、教授によるこの一般的基準なるものについては、教授はさらに株主持分ないし資本の内容、それゆえいいかえれば個々のいわゆる限界項目につい

てそれぞれ検討する必要があるとし、またこのことは現に教授自身によって行なわれているので、このような教授によるこれらの項目についての検討・考察についてさらに立ち入ってみる必要がある。しかし私からいえば、このことによって明らかにされるのは、以上に述べたごとき私見のより具体的な論証以外のものではない。しかしいづれにしても問題はさらに上述のごとき限界項目についての教授の見解にあるので、続稿においては、それがいかなるものを、それにかかわる若干のおもな問題点をとりあげながらみることにより、私見をさらにより具体的に明らかにしてみたいと思う。